

議案第24号

訴えの提起について

次のとおり市営住宅の明渡し等請求事件に関する訴えを提起することについて議決を求める。

1 相手方

住 宅 名	住 所	氏 名
市営住宅（省略）	入間市（省略）	（省略）

2 事件名 市営住宅の明渡し等請求事件

3 事件の内容及び請求の趣旨

上記の者は市営住宅に入居資格を承継できないにもかかわらず、長期に渡り居住し、退去に応じないので、市営住宅の明渡し及び家賃相当の使用損害金の支払を請求するものである。

4 事件に関する取扱い（訴訟遂行の方針）

- (1) 相手方から退去及び滞納家賃等を完納する旨の申入れがあり、かつ、その履行が見込まれる場合は、和解するものとする。
- (2) 第1審又は第2審の判決の結果必要と認めた場合は、上訴するものとする。

令和2年2月18日提出

入間市長 田中龍夫

提 案 理 由

市営住宅の明渡し等請求事件に関して訴えを提起したいので、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、この案を提出するものである。